

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正（案）の骨子」の パブリックコメント手続の実施について

千葉市では、客引き行為等のさらなる防止対策を推進するため、「千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正（案）の骨子」を作成しました。

このたび、本案についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

客引き行為等の防止対策を推進するため、新たに客引き行為者に関係する事業者に改善計画書の作成およびその計画に沿った必要な是正措置の実施を義務付けることができるようにするもの。

2 骨子の公表

(1) 公表期間

令和8年1月9日（金）～2月9日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの記載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>



イ 閲覧および配布

地域安全課（市役所高層棟8階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和8年1月9日（金）～2月9日（月）

(2) 募集方法

「千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正（案）の骨子に対する意見」と記載の上、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）を明記し、次のいずれかの方法により文書にてご提出ください。

(3) 提出先

ア 郵送 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所地域安全課

イ FAX 043-245-5155

ウ 電子メール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

エ 持参 地域安全課（市役所高層棟8階）、各区役所総務課

※障害等により、上記の方法による提出が困難な場合は、事前に地域安全課までご相談ください。

4 市民等への周知

- (1) ちば市政だより 1月号掲載
- (2) 市ホームページ 1月9日(金)公開

5 意見等の公表

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和8年3月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

6 今後の予定

- 令和8年3月 施策の決定、パブリックコメントの意見概要等の公表
- 6月 令和8年第2回定例会に条例案を提出
- 令和9年1月 改正条例施行